千葉県林地開発許可審査基準一部改正(案)に対する意見と県の考え方

千葉県農林水産部森林課

- 1. パブリックコメント実施期間:令和5年1月6日(金)~2月6日(月) 2. 意見提出者数(意見延べ件数):1人(6件)
- 3. 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No.		県の考え方	
第2章	章 第2-1 土砂の移動量に関する基準		
1	嘗ての許可基準改定では、スキー場やゴルフ場に土砂の移動量に上限が規定されました。このような発想を導入することが必要ではないでしょうか。	平成14年5月8日付け林野庁長官通知「開発行為の許可基準の運用細則について」により、国からゴルフ場の土砂の移動量(切土量及び盛土量)の基準が示されており、この細則を参考に、「千葉県林地開発許可審査基準」(以下「審査基準」という。)にゴルフ場の土砂の移動量(切土量及び盛土量)の基準を規定しました。令和4年11月15日付け林野庁長官通知「開発行為の許可基準等の運用について」(以下「許可基準の運用」という。)においては、土砂の移動量についての許可基準の改正はなく、審査基準の土砂の移動量に関する基準は改正しておりません。	
第2章 第2-7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準			
1	既存の河川を堰で止めて調節池として使用する場合、計画容量に達した時点では河畔の表土や草木が相当量流出します。大量の土砂と流木が第二の堰になって洪水吐が機能しないことが懸念されます。	許可基準の運用を参考に、審査基準の調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準を一部改正し、「仮設防災施設の設置等に関する基準」及び「防災施設の維持管理に関する基準」を新設しました。	
	調節池等の調節容量について、河川管理者との協議内容を重視して幅を設けたこと、余水吐を200年確率にしたこと、堆砂量を引き上げたことなど、従前より安全の方向に改定されました。	許可基準の運用を参考に、調節池等の調節容量、余水吐及び堆砂量について、審査基準 を一部改正しました。	
第2章	第2章 第2-9 仮設防災施設の設置等に関する基準(新設)		
1	仮設防災施設については、工事中の事故・災害が多い中で、慎重な取り扱いが期待されます。	許可基準の運用を参考に、審査基準に「仮設防災施設の設置等に関する基準」を新設しました。 改正した審査基準により仮設防災施設を適正に審査するとともに、それが適切に設置されるよう事業者等への指導に努めてまいります。	
第2章	第2章 第2-10 防災施設の維持管理に関する基準(新設)		
1	防災施設の維持管理については、「維持管理計画書」の作成・提出が義務付けられ、これも安全の方向へ進むと思われます。	許可基準の運用を参考に、審査基準に「防災施設の維持管理に関する基準」を新設しました。 改正した審査基準により防災施設の維持管理について適正に審査するとともに、それが 適切に行われるよう事業者等への指導に努めてまいります。	
その他			
1	森林は一度開発して、森林が持つ公益的機能が破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。	ご意見を踏まえ、改正した審査基準により、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境 の保全の基準について適正に審査し、森林の有する公益的機能が損なわれることがないよ う事業者等への指導に努めてまいります。	